

[公印省略]

令和2年6月4日

鞍手町庁舎等建設設計等業務委託プロポーザル
参加表明書に関する質疑書に対する回答（6月4日回答 最終更新分）

鞍手町長 岡崎 邦博

No.	資料・ページ	質 疑	回 答
9	【配布2】参加表明書等作成要領P. 2/3, 3/3	管理技術者と分野別主任技術者の業務実績は「公示の日の前日までに竣工引き渡し完了」となっていますが、直近10年間より過去の業務実績も対象になると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおり。
10	【配布2】参加表明書等作成要領P. 2/3, 3/3	管理技術者と分野別主任技術者の業務実績は「公示の日の前日までに竣工引き渡し完了」となっていますが、その場合、「設計業務は完了し工事中」という新しい業務実績を評価してもらえないこととなります。つきましては、設計事務所の実績と同様に、「過去10年間の基本設計及び実施設計の受注・履行実績」も対象として頂けないでしょうか。	「基本設計及び実施設計の受注・履行実績」を可とします（ただし、過去10年間は問わず、履行完了していること）。 なお、その場合において、【配付3】技術提案書等作成要領、2(3)アで求める内容を満たすためには、竣工引き渡し完了している業務実績が1件以上必要であることに注意してください。
11	【評価1】参加表明書等評価要領	一次審査の点数は二次審査に持ち越されないと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおり。
12	【特記2】【別紙2】造成設計要領P. 32/36	造成設計管理技術者及び造成設計照査技術者については、受注者と3か月以上の直接的雇用関係を有する者である必要はありますか。	必要はありません。
13	【特記2】【別紙2】造成設計要領P. 32/36	官公庁が発注し下請けで受託した案件は、今回の「官公庁発注」に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおり。 ただし、【様式5】の実績確認の添付書類には、下請け契約までが確認できるものを添付してください。
14	【特記2】【別紙2】造成設計要領P. 32/36	都市再生機構などの独立行政法人発注案件は、今回の「官公庁発注」に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおり。 国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等は官公庁とみなします。
15	【配布2】P. 12(3)イ、エ	ZEBに関する業務実績が確認できる書類についても、「業務名称、発注者、受注者、契約年月日、履行期間が確認できる書類又は契約書の写し」を添付することで宜しいでしょうか。	お見込のとおり。
16	【配付2】P. 12(3)イ	『建築物のZEB化に関するZEBプランナー業務実績（計画、コンサルティング）又はZEB化に関する設計業務の延べ床面積3,500㎡以上の新築における業務実績』はBELS認証又はSII（一般社団法人 環境共創イニシアチブ）に登録した資料でZEB化に関する設計業務として実績を証明することで宜しいでしょうか。	お見込のとおり。 なお、BELS認証又はSIIに登録した資料を限定して求めているものではありません。
17	【配付2】P. 22(5)ア④	管理技術者及び各担当主任技術者の業務実績が確認できる書類として、「業務名称、発注者、受注者、契約年月日、履行期間が確認できる書類又は契約書の写し」とありますが、上記内容が確認できるPUBDISの業務実績情報でも宜しいでしょうか。	お見込のとおり。 なお、PUBDISの業務実績情報での証明を限定して求めているものではありません。

No.	資料・ページ	質 疑	回 答
18	【配付2】 P. 2 2(5)ア⑤	管理技術者及び各担当主任技術者の実績における立場を証明する資料の添付は必要でしょうか。必要な場合、発注者が発行した証明書、契約書により業務に携わった立場を証明することが困難である場合、受注者の印により虚偽でないことを証明する資料を添付することで宜しいでしょうか。	実績における立場を確認できる資料添付は必要ですが、どうしても困難な場合は、お見込の方法により申告してください。ただし、虚偽申告が判明した場合は失格とします。
19	【配付2】 P. 2 2(5)ウ	「造成設計管理技術者」および「造成設計照査技術者」は評価対象外と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおり。
20	【評価1】 P. 2 3(1)ア 主要実績	同種又は類似主要実績において「庁舎」機能を持つ複合施設については、「庁舎」部分として延べ床面積3,500㎡以上あれば実績とみなして宜しいでしょうか。	「庁舎」機能を持つ複合施設については、複合施設全体の延べ床面積が3,500㎡以上あれば可とします。なお、「庁舎」機能が確認できる資料の添付をお願いします。
21	【評価1】 P. 5 3(3)ウ 立場実績	『②管理技術者と同じ判断基準で評価する』とありますが、各主任技術者の場合の経験した立場の判断基準については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に沿い、管理技術者及び主任技術者の場合1.0、担当の場合0.6の評点と考えて宜しいでしょうか。	No.5の回答に同じく、評価方法の見直しは行いません。よって、お見込の評価方法は採用しません。
22	【評価1】 P. 6 (4)	造成設計業務の委託は評価の減点対象外と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおり。 なお、この回答をもって【評価1】 P. 6 (4)本文中「総合、構造、電気設備、機械設備」を「構造、電気設備、機械設備」に修正します。
23	【特記2】 【別紙1】 P26 第2(3)	VRの主任技術者や照査技術者、担当技術者は当業務着手時に届け出るという考えで宜しいでしょうか。	お見込のとおり。
24	【評価1】 P. 3 3(2)②	管理技術者の実務経験年数ごとの評点において、「12年未満」の部分は「13年未満」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込のとおり。 なお、この回答をもって【評価1】 P. 3 3(2)アの表中「12年未満」を「13年未満」に修正します。
25	【配布2】 P. 1 2(3) 【様式3】	設計事務所の業務実績が確認できる資料として、例えば業務委託契約書を添付する場合、基本設計および実施設計一括の業務委託契約では、基本設計開始日と実施設計完了日のみが示されていて、基本設計完了日および実施設計開始日が記されていない事があります。その場合【様式3】の業務期間には、基本設計開始年月と実施設計終了年月のみ記入（添付書類から読み取れない年月は空白）としてよろしいでしょうか。	お見込のとおり。